

外国語指導助手派遣等業務（令和8～10年度）仕様書

1 目的

加西市が進める教育施策「加西の教育 3 本の矢」の一つ「加西 GLOBAL」の実現に向け、小・中学校及び特別支援学校等における外国語教育活動を円滑に行うことを目的とする。

2 法令等の遵守

受託者は、業務の遂行にあたって、地方自治法、個人情報保護に関する法律、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（以下「労働者派遣法」という。）等の関連法令を遵守すること。

3 委託期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで（債務負担契約）

4 外国語指導助手の人数

8名

5 外国語指導助手の派遣先

- (1) 小学校（R8・9年：全8校、R10年：全7校予定）
- (2) 中学校（R8・9年：全4校、R10年：全2校予定）
- (3) 加西特別支援学校
- (4) 認定こども園
- (5) 公民館等の社会教育施設
- (6) その他教育委員会が指定する場所

6 外国語指導助手の派遣日及び派遣時間

- (1) 派遣日は原則として月曜日から金曜日まで（学校の休業日を除く）とする。ただし、事前に関係者の合意がある場合は、学校園や教育委員会の行事等により、日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を派遣日とすることができる。
- (2) 派遣時間は、原則として、午前 8 時 00 分から午後 4 時 30 分までの間の派遣先が指定する時間で、その間に 1 時間以内の休憩時間をおくものとする。残業はないものとし、週あたり勤務時間は 29.5 時間以上とする。
- (3) 派遣日、派遣時間は、派遣先と受託者が調整のうえ受託者から派遣先に通知する。ただし、派遣先は受託者に依頼して、予定した派遣日及び派遣時間の変更を依頼することができる。
- (4) 原則として、春季休業日、夏季休業日、冬季休業日は勤務しない。ただし、イベントや研修会等事前に双方の合意がある場合は、派遣日とすることができる。
- (5) 5（1）～（4）への派遣日数は年 220 日/人とする。
- (6) 5（5）（6）への派遣は年 64 日（8 日/人を基本とする）とする。
- (7) 受託者の都合により予定の外国語指導助手を派遣できなくなった場合、受託者は代替りの外国語指導助手を派遣するか、または未実施分を派遣先と調整のうえ、他の日に派遣する。

7 外国語指導助手の条件

- (1) 英語を母国語とする者又は同等の能力を有し、現代の標準的な発音・リズム・イントネーションを身につけ、正確かつ適切に指導できる者であること。
- (2) 指導内容について、教職員や幼児児童生徒とコミュニケーションを図る上で十分な日本語会話能力を有する者であること。
- (3) 英語を指導することに、熱意を持っていること。
- (4) 大学以上の教育機関を卒業した者又は、現地大学の在学中で適切な方法により日本に招聘された者であること。
- (5) 日本で本業務に就くために有効な査証を保持し、契約期間中、就業可能な在留資格が継続されること。

- (6) 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 66 条第 1 項の健康診断を受診し就業可能と認められ、学校保健安全法施行規則（昭和 33 年文部省令第 18 号）第 18 条の伝染病に罹患していない者であること。
- (7) 業務の遂行に必要な水準の教授技術を持つ者であること。
- (8) 通勤及び各派遣場所への移動が自身で行えること。
- (9) 職務専念義務、守秘義務を履行できること。
- (10) 外国語指導助手としてふさわしい態度、服装等をする事。

8 外国語指導助手が行う業務

- (1) 英語指導及び外国語担当教員による英語指導の補助
- (2) 学習指導要領等に準拠した学習プログラム案の企画提案、ノウハウの提供
- (3) 教材、資料等の作成、提供
- (4) 英語力測定テストにおける指導、採点、評価
- (5) 文化祭、体育祭等の学校行事及びクラブ活動における運営支援及び指導
- (6) 幼児児童生徒との積極的な交流
- (7) 学校教員に対する教授手法等の助言
- (8) 加西市が主催する英語力向上推進事業及び国際理解を目的としたイベント等への協力
- (9) 月例業務実施報告書の作成及び提出
- (10) 本項（1）～（9）の業務に付随する事前、事後の打ち合わせ等の関連業務

9 受託者が行う業務

- (1) 5 の派遣先への外国語指導助手の派遣
- (2) 上記（1）の業務を円滑に行うために必要な次の業務
 - ① 加西市を担当するコーディネーターの選任
 - ② 外国語指導助手に対する指導体制の構築及び外国語指導助手の業務遂行状況の監督
 - ③ 教育委員会、学校、外国語指導助手の連絡調整
 - ④ コーディネーターによる定期的な学校訪問
 - ⑤ 学校への定期的なヒアリング及びアンケートの実施
 - ⑥ 外国語指導助手に関する学校からの要望や苦情等への対応
 - ⑦ 外国語指導助手の勤務管理及び欠勤や遅刻等がある場合の教育委員会並びに学校への事前連絡
 - ⑧ ①～⑦についての教育委員会への報告及び報告書等の提出
 - ⑨ 外国語指導助手に対する研修の実施（外国語教育（学習指導要領に基づく外国語科や外国語活動を含む。以下同じ。）のねらいと指導カリキュラムへの理解、教師とのチームティーチングの進め方、日本語でのコミュニケーションなど）
 - ⑩ 外国語指導助手が学校の指揮命令に従い、学校の規律や施設管理上の規則等を遵守するための適切な措置
 - ⑪ 外国語指導助手に対する指導方法等への助言及び支援
 - ⑫ 教育委員会や学校への教材や学習プログラムの提供
 - ⑬ 教育委員会が外国語指導助手に依頼する事業、会議等への協力及び出席
 - ⑭ 派遣業務を行うために、教育委員会及び学校が行う必要な事務の補助
 - ⑮ 上記に掲げるものの他、加西市と受託者が合意した業務
- (3) 夏季休業中に実施する短期集中研修『英語力向上推進事業』の実施運営
 - ① 小中学生（各 30 名程度）を対象とした 5 日間程度の短期集中研修にかかるカリキュラムの企画提案、教材・しおり等の作成・準備
 - ② 参加者の募集にかかるフライヤーの作成
 - ③ 申込者の受付および取りまとめ、参加者への連絡
 - ④ 研修当日の運営
 - ⑤ 研修の講師については、5 日間に 8 人（40 日分）を基本に 6（6）の派遣日に含んで構わない
- (4) 派遣業務の実施状況を記載した月例報告書の作成

10 外国語指導助手の交替

- (1) 教育委員会は、外国語指導助手が次のいずれかに該当し、資質に欠けると判断した場合、または児童生徒、教職員及び教育委員会等との関係に支障をきたした場合、当該外国語指導助手に対する指導または交替を受託者に求めることができる。

- ① 日本の法令に違反した場合
 - ② 上記 7 に適合しないと判断される場合
 - ③ 外国語指導助手として相応しくない行為があった場合
 - ④ 指導能力が未熟であり、指導しても改善されない場合
 - ⑤ 勤務態度が不良で改善の見込みがないと認められる場合
 - ⑥ 派遣時に記載された事項に虚偽が認められた場合
- (2) 受託者は、教育委員会から指導の要請を受けた場合、速やかに当該外国語指導助手へ指導を行い、指導しても改善の見込みがない場合は、教育委員会と協議のうえ、交替の外国語指導助手を派遣するものとする。
 - (3) やむを得ず外国語指導助手を交替する場合、受託者は、速やかに交替の外国語指導助手を決定し、勤務予定日の前日までに教育委員会へ履歴書等を提出のうえ、派遣先を訪問すること。
- 11 勤務時間中及び派遣場所への移動中における事故について
外国語指導助手が業務遂行中又は派遣場所へ移動する際に事故が起きた場合、受託者の責任において一切の処理を行うものとする。また、外国語指導助手が加害者となった場合も受託者の責任において一切の処理を行うものとする。
- 12 支払方法
委託料は、原則、契約金額を月毎に均等分割し、受託者が提出する請求書及び月例報告書を確認のうえ支払うものとする。
- 13 受託者の責務
教育委員会は、上記 6 から 12 に支障がある場合、受託者に対して是正を求めることができる。受託者は、是正要求があったときは、速やかに誠意をもって対応すること。
- 14 損害賠償
本業務の実施において、受託者又は外国語指導助手の責に期す事由により、教育委員会、学校、児童生徒、教職員その他第三者に損害を与えた場合は、受託者の責任において賠償しなければならない。
- 15 個人情報の保護及び秘密の保持
- (1) 受託者は、個人情報（個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。
 - (2) 受託者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容を第三者に漏らしたり、不当な目的に利用したりしてはならない。この契約が終了、又は解除された後においても同様とする。
 - (3) 受託者は、この業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においても、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容を第三者に漏らしたり、不当な目的に利用したりしてはならないこと、その他個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。
- 16 留意事項
- (1) 再委託の禁止
受託者は、本業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。ただし、加西市の承諾を得た場合については、契約業務の一部を委託することができる。
 - (2) 権利の帰属
外国語指導助手が配置された加西市立学校の学級担任及び外国語担当教員等と協力して職務上作成した教材等に係る著作権や知的所有権の諸権利等は加西市に属する。
 - (3) 外国語指導助手の昼食は個人で用意するものとし、学校給食を利用する場合は、給食費は自己負担とする。
 - (4) 本仕様書に記載されている事項やそれ以外の事項について疑義が生じた場合は、必要に応じて教育委員会と受託者との協議のうえ決定するものとする。